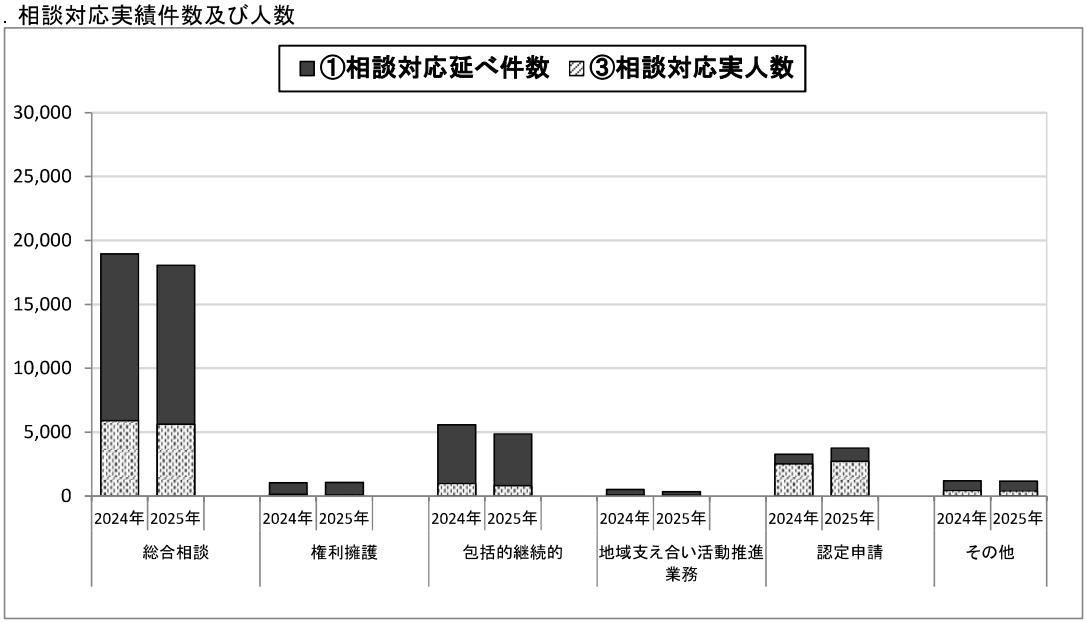
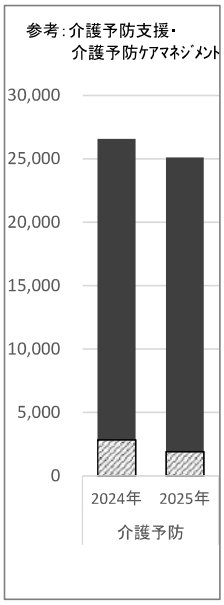
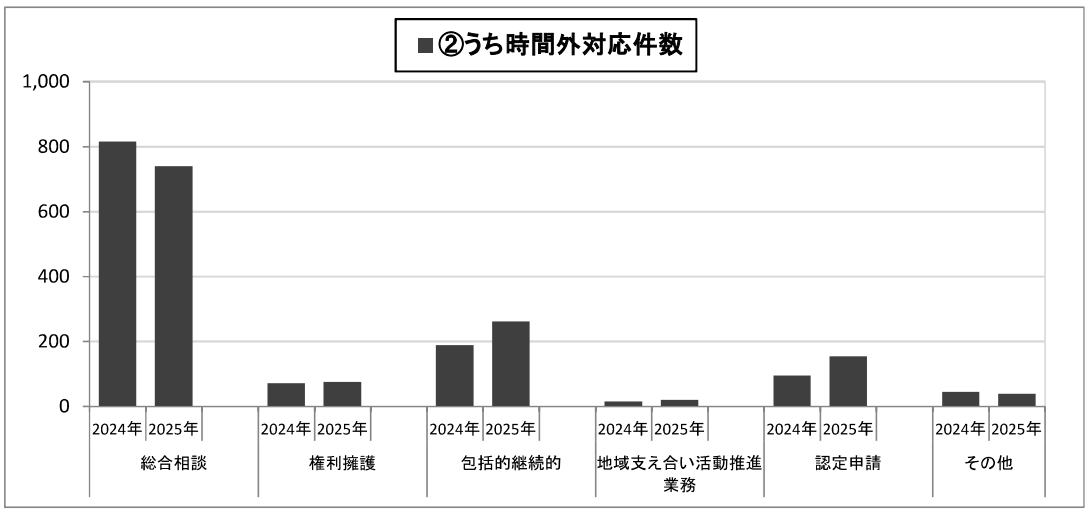
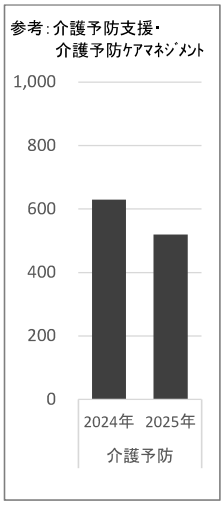
2025年度　実績報告書（須磨区）

1. 相談対応実績件数及び人数









	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント		地域支え合い活動推進業務	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害	ケアマネジメント支援	困難事例対応				
電話	8,775	1,092	2,244	621	291	15	19,283	66	19	599	19	2,573	1,299	61	1,022	915	38,894
うち時間外対応	338	39	80	30	5	0	399	5	1	51	0	91	105	7	29	35	1,215
来所	1,716	112	338	67	83	95	689	10	0	23	2	172	111	18	1,188	108	4,732
うち時間外対応	71	4	22	7	1	6	18	0	0	0	0	5	10	2	46	3	195
訪問	919	66	288	521	91	101	3,844	21	8	86	1	108	214	79	1,360	87	7,794
うち時間外対応	64	1	11	33	1	9	83	0	0	6	0	7	25	4	70	1	315
その他	263	31	249	53	15	5	1,287	10	0	200	7	218	167	175	195	52	2,927
うち時間外対応	4	3	11	0	0	0	19	0	0	13	0	10	9	7	9	0	85
①相談対応延べ件数	11,673	1,301	3,119	1,262	480	216	25,103	107	27	908	29	3,071	1,791	333	3,765	1,162	54,347
前年度比	−1%	−18%	−7%	−22%	10%	14%	−5%	−5%	−56%	14%	−61%	−19%	1%	−37%	15%	−2%	−5%
1圏域あたり（件）	1,459	163	390	158	60	27	3,138	13	3	114	4	384	224	42	471	145	6,793
②うち時間外対応件数	477	47	124	70	7	15	519	5	1	70	0	113	149	20	154	39	1,810
前年度比	−6%	−10%	−21%	−7%	−46%	25%	−17%	150%	−50%	13%	−100%	−5%	113%	25%	62%	−13%	−3%
1圏域あたり（件）	60	6	16	9	1	2	65	1	0	9	0	14	19	3	19	5	226
③相談対応実人数	3,732	451	707	404	159	165	1,910	15	3	52	27	687	114	63	2,722	397	−
前年度比	−4%	7%	−9%	−9%	−15%	−6%	−33%	−12%	−40%	−19%	−37%	−8%	−49%	−37%	8%	−7%	−
1圏域あたり（人）	467	56	88	51	20	21	239	2	0	7	3	86	14	8	340	50	−

※「うち時間外対応件数」とは、センターの開設時間外（休日、祝日を含む）に受付・対応した件数

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	2	1	0	0	0	3
実人数	2	1	0	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
広報・啓発	対象人数	32,227 件	3.1%	4,028.4 件
緊急対応件数（事故対応等）	件数	9 件	28.6%	1.1 件

4. 介護予防ケアマネジメント

	モニタリング	サービス担当者会議
回数	31,124	3,761

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

実施内容		2025年度	前年度比	1圏域あたり
地域ケア会議	開催数	13 件	−13.3%	1.6 件
	参加人数	269 人	−22.3%	33.6 人
	（内訳）協議体開催数	1 件	0.0%	0.1 件
地域ケア会議打ち合わせ	開催数	19 件	−32.1%	2.4 件
	参加人数	73 人	−47.5%	9.1 人
自センター主催の会議等	開催数	79 件	−6.0%	9.9 件
	参加人数	878 人	17.4%	109.8 人
小地域支え合い連絡会	開催数	173 件	4.2%	21.6 件
	参加人数	1,481 人	−3.1%	185.1 人
行政等主催の会議等	開催数	420 件	−2.1%	52.5 件
	参加職員数	545 人	−3.0%	68.1 人
地域主催の会議等	開催数	764 件	−3.4%	95.5 件
	参加職員数	1,054 人	9.2%	131.8 人
ケアマネ等研修会	開催数	22 件	−12.0%	2.8 件
	参加人数	159 人	−26.7%	19.9 人
介護リフレッシュ教室	開催数	39 件	2.6%	4.9 件
	参加人数	262 人	20.2%	32.8 人
運営推進会議	開催数	112 件	2.8%	14.0 件
	参加職員数	142 人	15.4%	17.8 人
研修	回数	161 件	17.5%	20.1 件
	受講職員数	246 人	1.7%	30.8 人
住民主体活動の後方支援	参加回数	75 件	−27.2%	9.4 件
	参加職員数	87 人	−34.6%	10.9 人
他機関との連絡調整	件数	7,931 件	−32.0%	991.4 件

月別実績報告書 その1

センター番号：	07
センター名：	須磨区

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	8,775	1,092	2,244	621	291	15	19,283	66	19	599	19	2,573	1,299	61	1,022	915	38,894
うち時間外対応	338	39	80	30	5	0	399	5	1	51	0	91	105	7	29	35	1,215
来所	1,716	112	338	67	83	95	689	10	0	23	2	172	111	18	1,188	108	4,732
うち時間外対応	71	4	22	7	1	6	18	0	0	0	0	5	10	2	46	3	195
訪問	919	66	288	521	91	101	3,844	21	8	86	1	108	214	79	1,360	87	7,794
うち時間外対応	64	1	11	33	1	9	83	0	0	6	0	7	25	4	70	1	315
その他	263	31	249	53	15	5	1,287	10	0	200	7	218	167	175	195	52	2,927
うち時間外対応	4	3	11	0	0	0	19	0	0	13	0	10	9	7	9	0	85
合計	11,673	1,301	3,119	1,262	480	216	25,103	107	27	908	29	3,071	1,791	333	3,765	1,162	54,347
うち時間外対応	477	47	124	70	7	15	519	5	1	70	0	113	149	20	154	39	1,810
実人数	6,304	751	1,395	778	326	190	10,140	48	6	257	28	1,363	424	254	2,868	725	25,857
うち新規人数	3,732	451	707	404	159	165	1,910	15	3	52	27	687	114	63	2,722	397	11,608

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	2	1	0	0	0	3
実人数	2	1	0	0	0	3

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	3,572	対象人数	32,227
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	1,578	対象人数	10,240
緊急対応件数（事故対応等）		件数	9		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		659	23	636	197	16	3
	簡易型		757	18	739	152	22	4
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		1,796	42	1,754	556	18	9
モニタリング	回数	31,124	サービス担当者会議			回数		3,761

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	13	参加人数	269
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	19	参加人数	73
自センター主催の会議等	会議数	79	参加人数	878
小地域支え合い連絡会	開催数	173	参加人数	1481
行政等主催の会議等	会議数	420	参加職員数	545
地域主催の会議等	会議数	764	参加職員数	1,054
ケアマネ等研修会	開催数	22	参加人数	159
介護リフレッシュ教室	開催数	39	参加人数	262
運営推進会議	開催数	112	参加職員数	142
研修	回数	161	受講職員数	246
住民主体活動の後方支援	参加回数	75	参加職員数	87
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	7,931		
（内数）ケース検討会	開催数	92		

月別実績報告書 その1

センター番号：	51
センター名：	白川あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	709	129	110	163	33	0	696	1	14	58	1	40	60	8	0	40	2,062
うち時間外対応	68	4	6	14	2	0	37	0	0	2	0	1	10	1	0	6	151
来所	172	4	32	2	8	18	28	0	0	0	0	1	6	0	148	3	422
うち時間外対応	24	0	4	0	0	2	6	0	0	0	0	0	1	0	19	2	58
訪問	183	6	9	112	24	43	307	2	7	1	1	2	12	10	340	10	1,069
うち時間外対応	36	0	3	16	0	9	40	0	0	0	0	0	3	1	49	0	157
その他	15	1	6	7	1	0	44	0	0	9	1	6	6	0	18	2	116
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5
合計	1,079	140	157	284	66	61	1,075	3	21	68	3	49	84	18	506	55	3,669
うち時間外対応	129	4	13	30	2	11	85	0	0	2	0	1	14	2	70	8	371
実人数	708	103	143	183	52	61	600	3	3	24	3	28	25	12	506	43	2,497
うち新規人数	427	62	127	88	19	51	169	0	1	2	3	14	7	2	492	17	1,481

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	1,442	対象人数	6,466
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	530	対象人数	2,466
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		116	5	111	17	1	0
	簡易型		155	5	150	17	2	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		279	10	269	58	0	0
モニタリング	回数	4,031	サービス担当者会議			回数		670

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	32
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	7	参加人数	42
小地域支え合い連絡会	開催数	2	参加人数	6
行政等主催の会議等	会議数	52	参加職員数	68
地域主催の会議等	会議数	184	参加職員数	205
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	19
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	25
運営推進会議	開催数	13	参加職員数	14
研修	回数	8	受講職員数	9
住民主体活動の後方支援	参加回数	1	参加職員数	1
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,313		
（内数）ケース検討会	開催数	2		

月別実績報告書 その1

センター番号：	52
センター名：	名谷あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,316	204	256	91	107	1	4,379	16	5	152	2	68	267	12	311	303	7,490
うち時間外対応	53	11	9	6	3	0	140	0	1	30	0	4	54	1	12	15	339
来所	296	18	38	4	22	13	266	1	0	2	2	4	32	8	193	41	940
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	4	0	1	0	10
訪問	52	8	32	67	15	7	888	1	1	8	0	5	35	1	124	23	1,267
うち時間外対応	1	0	2	1	0	0	3	0	0	0	0	0	9	0	1	0	17
その他	63	6	24	3	7	0	326	1	0	16	0	8	19	3	6	27	509
うち時間外対応	0	1	1	0	0	0	3	0	0	2	0	0	2	1	0	0	10
合計	1,727	236	350	165	151	21	5,859	19	6	178	4	85	353	24	634	394	10,206
うち時間外対応	54	12	12	7	3	0	151	0	1	32	0	4	69	2	14	15	376
実人数	1,254	134	272	116	123	20	2,691	10	3	21	4	40	67	21	484	279	5,539
うち新規人数	831	63	166	54	46	20	454	3	2	5	4	21	15	18	484	136	2,322

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	1,449	対象人数	5,403
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	882	対象人数	3,124
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		153	3	150	57	0	1
	簡易型		79	3	76	27	0	3
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		210	6	204	77	0	5
モニタリング	回数	3,172	サービス担当者会議			回数		512

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	45
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	1		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	5	参加人数	10
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	98
小地域支え合い連絡会	開催数	49	参加人数	406
行政等主催の会議等	会議数	82	参加職員数	107
地域主催の会議等	会議数	102	参加職員数	123
ケアマネ等研修会	開催数	5	参加人数	39
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	50
運営推進会議	開催数	4	参加職員数	4
研修	回数	23	受講職員数	33
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数	5
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,516		
（内数）ケース検討会	開催数	14		

月別実績報告書 その1

センター番号：	53
センター名：	妙法寺あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	258	33	45	17	7	0	23	2	0	17	3	27	17	5	33	71	558
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	4
来所	215	4	26	1	8	12	19	1	0	11	0	5	3	1	165	14	485
うち時間外対応	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
訪問	60	5	22	15	15	9	40	1	0	11	0	6	13	14	68	7	286
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3	0	0	0	7
その他	12	2	5	2	1	1	2	1	0	32	0	4	2	0	23	5	92
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	545	44	98	35	31	22	84	5	0	71	3	42	35	20	289	97	1,421
うち時間外対応	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	0	3	6	0	0	0	13
実人数	447	39	82	25	27	20	61	3	0	25	3	29	15	18	227	81	1,102
うち新規人数	387	33	55	16	19	16	51	3	0	9	3	21	9	2	209	71	904

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	227	対象人数	2,293
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	0	対象人数	0
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		47	1	46	21	3	0
	簡易型		122	4	118	38	9	1
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		160	3	157	50	5	0
モニタリング	回数	2,247	サービス担当者会議			回数		359

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	37
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	9
自センター主催の会議等	会議数	3	参加人数	51
小地域支え合い連絡会	開催数	29	参加人数	279
行政等主催の会議等	会議数	38	参加職員数	45
地域主催の会議等	会議数	103	参加職員数	117
ケアマネ等研修会	開催数	1	参加人数	8
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	44
運営推進会議	開催数	17	参加職員数	17
研修	回数	6	受講職員数	6
住民主体活動の後方支援	参加回数	24	参加職員数	29
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	139		
（内数）ケース検討会	開催数	11		

月別実績報告書 その1

センター番号：	54
センター名：	名谷南あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	2,477	277	242	26	71	6	157	18	0	214	7	132	71	9	146	332	4,185
うち時間外対応	17	8	3	0	0	0	0	0	0	7	0	8	6	0	5	8	62
来所	332	16	34	8	21	24	6	5	0	3	0	8	4	1	175	25	662
うち時間外対応	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	9
訪問	177	5	17	44	8	15	91	2	0	28	0	13	6	35	259	16	716
うち時間外対応	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
その他	15	2	5	1	1	0	0	8	0	8	3	1	0	0	47	5	96
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
合計	3,001	300	298	79	101	45	254	33	0	253	10	154	81	45	627	378	5,659
うち時間外対応	22	9	3	0	0	1	0	0	0	9	0	8	6	1	10	8	77
実人数	1,304	185	142	29	56	31	156	17	0	108	9	69	25	20	484	186	2,821
うち新規人数	760	114	54	17	36	22	97	3	0	17	9	36	5	4	479	96	1,749

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	151	対象人数	2,777
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	24	対象人数	683
緊急対応件数（事故対応等）		件数	3		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		131	5	126	19	1	0
	簡易型		125	1	124	17	2	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		372	6	366	92	3	1
モニタリング	回数	10,978	サービス担当者会議			回数		691

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	40
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	1	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	79
小地域支え合い連絡会	開催数	14	参加人数	92
行政等主催の会議等	会議数	45	参加職員数	57
地域主催の会議等	会議数	85	参加職員数	242
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	11
介護リフレッシュ教室	開催数	6	参加人数	30
運営推進会議	開催数	5	参加職員数	31
研修	回数	36	受講職員数	62
住民主体活動の後方支援	参加回数	2	参加職員数	3
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	793		
（内数）ケース検討会	開催数	20		

月別実績報告書 その1

センター番号：	55
センター名：	板宿

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	427	89	74	38	6	1	1,284	4	0	8	4	88	74	4	16	20	2,137
うち時間外対応	23	1	1	0	0	0	21	1	0	1	0	6	7	0	0	0	61
来所	170	4	28	1	4	2	62	0	0	0	0	48	19	2	114	5	459
うち時間外対応	6	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	1	0	12
訪問	54	7	16	86	8	2	197	4	0	2	0	18	25	8	83	12	522
うち時間外対応	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	5
その他	5	0	2	3	0	0	25	0	0	0	0	1	1	5	3	1	46
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	656	100	120	128	18	5	1,568	8	0	10	4	155	119	19	216	38	3,164
うち時間外対応	30	1	1	0	1	0	23	1	0	1	0	8	11	0	1	0	78
実人数	587	88	97	109	17	5	1,334	5	0	4	4	120	83	18	202	33	2,706
うち新規人数	211	33	33	60	3	5	238	1	0	3	3	23	9	5	163	8	798

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	1	0	0	0	1
実人数	0	1	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	42	対象人数	1,494
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	11	対象人数	455
緊急対応件数（事故対応等）		件数	4		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		31	0	31	30	6	0
	簡易型		60	0	60	15	5	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		215	4	211	98	10	0
モニタリング	回数	1,689	サービス担当者会議			回数		300

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	1	参加人数	4
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	5
自センター主催の会議等	会議数	8	参加人数	38
小地域支え合い連絡会	開催数	23	参加人数	226
行政等主催の会議等	会議数	40	参加職員数	50
地域主催の会議等	会議数	45	参加職員数	88
ケアマネ等研修会	開催数	2	参加人数	16
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	24
運営推進会議	開催数	7	参加職員数	10
研修	回数	14	受講職員数	14
住民主体活動の後方支援	参加回数	3	参加職員数	5
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	282		
（内数）ケース検討会	開催数	1		

月別実績報告書 その1

センター番号：	56
センター名：	離宮あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,263	81	919	96	18	0	3,436	3	0	11	1	1,701	434	9	0	15	7,987
うち時間外対応	120	8	45	10	0	0	183	2	0	0	0	50	12	0	0	0	430
来所	218	9	75	36	5	5	49	0	0	0	0	72	14	0	145	3	631
うち時間外対応	36	3	17	7	0	2	5	0	0	0	0	3	3	0	19	1	96
訪問	170	2	77	100	11	0	449	0	0	4	0	6	27	9	135	4	994
うち時間外対応	21	0	6	12	0	0	34	0	0	2	0	1	1	0	14	0	91
その他	31	6	115	15	1	1	151	0	0	5	0	124	75	119	66	1	710
うち時間外対応	2	2	10	0	0	0	14	0	0	1	0	10	5	3	7	0	54
合計	1,682	98	1,186	247	35	6	4,085	3	0	20	1	1,903	550	137	346	23	10,322
うち時間外対応	179	13	78	29	0	2	236	2	0	3	0	64	21	3	40	1	671
実人数	877	40	347	159	18	6	1,462	3	0	12	1	873	128	108	340	9	4,383
うち新規人数	467	23	148	101	14	6	265	3	0	2	1	490	47	15	320	9	1,911

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	1	0	0	0	0	1
実人数	1	0	0	0	0	1

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	115	対象人数	1,412
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	80	対象人数	853
緊急対応件数（事故対応等）		件数	0		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		75	2	73	22	0	1
	簡易型		79	2	77	18	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		179	5	174	88	0	3
モニタリング	回数	1,726	サービス担当者会議			回数		328

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	32
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	3	参加人数	20
自センター主催の会議等	会議数	5	参加人数	55
小地域支え合い連絡会	開催数	11	参加人数	134
行政等主催の会議等	会議数	42	参加職員数	53
地域主催の会議等	会議数	106	参加職員数	118
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	32
介護リフレッシュ教室	開催数	5	参加人数	26
運営推進会議	開催数	28	参加職員数	28
研修	回数	36	受講職員数	67
住民主体活動の後方支援	参加回数	0	参加職員数	0
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,598		
（内数）ケース検討会	開催数	5		

月別実績報告書 その1

センター番号：	57
センター名：	たかとりあんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	619	62	158	44	6	0	152	11	0	80	0	273	108	5	124	77	1,719
うち時間外対応	51	7	16	0	0	0	13	2	0	11	0	21	13	0	12	4	150
来所	84	7	26	8	6	9	11	1	0	1	0	23	7	6	75	3	267
うち時間外対応	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	8
訪問	72	2	21	37	3	10	81	1	0	14	0	23	37	2	169	14	486
うち時間外対応	1	0	0	4	0	0	6	0	0	2	0	4	6	2	6	1	32
その他	21	0	19	2	0	0	4	0	0	67	0	38	30	6	12	4	203
うち時間外対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	2	2	0	0	13
合計	796	71	224	91	15	19	248	13	0	162	0	357	182	19	380	98	2,675
うち時間外対応	56	7	16	4	0	1	19	2	0	21	0	25	22	6	19	5	203
実人数	461	42	91	40	9	17	110	2	0	24	0	134	31	13	268	57	1,299
うち新規人数	317	31	58	22	6	16	75	1	0	4	0	53	12	5	234	35	869

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	56	対象人数	4,949
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	5	対象人数	65
緊急対応件数（事故対応等）		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		37	2	35	16	0	1
	簡易型		63	1	62	6	0	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		117	2	115	36	0	0
モニタリング	回数	3,437	サービス担当者会議			回数		373

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	50
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	9
自センター主催の会議等	会議数	22	参加人数	202
小地域支え合い連絡会	開催数	32	参加人数	199
行政等主催の会議等	会議数	52	参加職員数	61
地域主催の会議等	会議数	61	参加職員数	73
ケアマネ等研修会	開催数	3	参加人数	11
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	40
運営推進会議	開催数	13	参加職員数	13
研修	回数	23	受講職員数	31
住民主体活動の後方支援	参加回数	4	参加職員数	6
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	532		
（内数）ケース検討会	開催数	16		

月別実績報告書 その1

センター番号：	58
センター名：	西須磨あんしんすこやかセンター

2025年度 年間

1. 相談対応実績件数及び人数（新規を含む）

	総合相談支援						介護予防支援・介護予防ケアマネジメント	権利擁護				包括的・継続的ケアマネジメント	困難事例対応	地域支え合い活動	認定申請	その他	合計
	介護相談	入所・退所相談	認知症に関する相談	実態把握	介護保険外サービス	基本チェックリスト		成年後見制度	措置	高齢者虐待	消費者被害						
電話	1,706	217	440	146	43	7	9,156	11	0	59	1	244	268	9	392	57	12,756
うち時間外対応	6	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	2	18
来所	229	50	79	7	9	12	248	2	0	6	0	11	26	0	173	14	866
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問	151	31	94	60	7	15	1,791	10	0	18	0	35	59	0	182	1	2,454
うち時間外対応	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
その他	101	14	73	20	4	3	735	0	0	63	3	36	34	42	20	7	1,155
うち時間外対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	2,187	312	686	233	63	37	11,930	23	0	146	4	326	387	51	767	79	17,231
うち時間外対応	7	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	6	0	2	21
実人数	666	120	221	117	24	30	3,726	5	0	39	4	70	50	44	357	37	5,510
うち新規人数	332	92	66	46	16	29	561	1	0	10	4	29	10	12	341	25	1,574

2. 苦情件数（再掲）

	センター	えがおの窓口	サービス事業者	介護保険制度全般	その他	合計
延件数	0	0	0	0	0	0
実人数	0	0	0	0	0	0

3. 広報啓発・緊急対応

広報・啓発		回数	90	対象人数	7,433
	（内数）介護予防普及啓発に該当するもの	回数	46	対象人数	2,594
緊急対応件数（事故対応等）		件数	1		

4. 介護予防ケアマネジメント

	類型		管理数	うち新規数	うち継続数	うち委託数	委託数のうち同一法人への委託数	委託数のうち新規数
総合事業のサービスのみ	従来型		69	5	64	15	5	0
	簡易型		74	2	72	14	4	0
	セルフ型（要介護者含む）		0	0	0			
予防給付	介護予防支援		264	6	258	57	0	0
モニタリング	回数	3,844	サービス担当者会議			回数		528

5. 地域支え合い活動推進事業・会議等

地域ケア会議	開催数	2	参加人数	29
（内数）協議体機能を有するもの	開催数	0		
地域ケア会議の打ち合わせ	回数	2	参加人数	10
自センター主催の会議等	会議数	24	参加人数	313
小地域支え合い連絡会	開催数	13	参加人数	139
行政等主催の会議等	会議数	69	参加職員数	104
地域主催の会議等	会議数	78	参加職員数	88
ケアマネ等研修会	開催数	4	参加人数	23
介護リフレッシュ教室	開催数	4	参加人数	23
運営推進会議	開催数	25	参加職員数	25
研修	回数	15	受講職員数	24
住民主体活動の後方支援	参加回数	37	参加職員数	38
個別ケース対応に関する他機関との連絡調整	件数	1,758		
（内数）ケース検討会	開催数	23		

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　51

あんしんすこやかセンター名：　白川　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　守口　博康

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

月曜日から土曜日（祝日も含む）9：00～17：30 をセンター窓口開設時間とし、日曜日と年末年始（12/31～1/3）及び開設時間外については、併設施設（特別養護老人ホーム）において 24 時間体制で連絡を受け必要時にはセンター職員に連絡が取れる体制を整えている。

２．職員の配置について

専門的な知識を持つ看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を配置し、地域の相談窓口を担う。又、シルバーハウジング生活援助員が週 3 回、シルバー住宅の高齢者を見守り訪問や相談支援を行っている。更に、指定介護予防支援及び介護予防マネジメントのため、介護支援専門員を 5 名専任にて配置し、より多くの支援に繋げている。

３．総合相談支援業務について

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、地域の総合相談窓口として介護・医療・障害・認知症・ひきこもりや若者ケアラーへの支援や関係機関への連絡調整を行う。相談者の状態に応じた情報提供を行うとともにチームアプローチで適切な支援に繋げていく。

高齢者の総合相談窓口であることを地域主催の行事や集いの場、多世代が集まる地域行事において、積極的に広報していくとともに顔が見える関係を作り、地域の相談窓口として役割を果たしていく。地域の情報収集を行い、地域関係者との連携を図り、地域ネットワークの構築を行っていく。

４．権利擁護業務について

高齢者虐待防止法、成年後見制度、消費者被害に関して、地域住民、高齢者、各関係者へより一層の啓発を行っていく。

介護支援専門員や民生委員、地域住民、各機関からの相談に対してチームアプローチで対応し、実態把握や情報収集に努め関係機関や行政と連携し高齢者虐待等の早期発見や消費者被害防止を図る。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

地域の医療機関、各種事業所などの関係機関や医療職、介護支援専門員などの多職種と連携し、地区の実情に沿った支援を提供できる体制作りを目指す。また、センターと圏域の介護支援専門員との更なる関係性の構築を目指し、連絡会や研修会では社会資源の情報提供等を積極的に行い、

支援困難ケース等の問題解決に取り組む。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

地域住民が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう介護予防普及啓発を定期的に行い、介護予防に対する意識・意欲を高めていく。また、地域で高齢者にフレイル予防の啓発を行うことで早期にフレイル予防に取り組めるよう支援し健康寿命延伸に向けて努める。

要支援者や事業対象者に対してマイケアプランの作成を行い、介護保険のサービスのみならずフレイル予防改善通所サービスや社会資源等インフォーマルサービスの活用を総合的に導入するとともに、本人の社会環境での強みを活用して自立に向けた支援を行う。

７．地域支え合い活動推進事業について

震災以降、地域住民同士の支え合いによる地域づくりを進めてきたが、集いの場を担うボランティアの高齢化が進んでおり、活動の縮小が懸念される。高齢者が生きがいを持って生活できるグループの立ち上げ支援や、地域における孤立、老老介護、認知症、高齢者虐待、権利擁護等の課題を抱える高齢者を早期に発見し、迅速な支援につなげる等、住民同士の関係づくりを支援する。

８．認知症に関する取り組みについて

認知症予防に関する普及啓発を継続し、認知症高齢者にやさしい地域づくりを推進する。地域住民の認知症への理解をより深めるため、小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施する。さらに、地域住民が認知症の方への接し方や考え方を学ぶ機会として、声掛け訓練を実施する。これらの取組を通じて、認知症の方が地域で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進める。

９．民生委員等地域との連携について

地域の給食会や喫茶等をはじめ、それぞれ圏域の３地区の地域の会合に参加し民生委員や地域団体・地域住民との協働により介護予防・フレイル予防の取り組みを行う。小地域支え合い連絡会においても高齢者見守り台帳をもとに民生委員との情報共有を行う。

１０．医療機関との連携について

地域の高齢者等が安心して自立した自分らしい生活を送るために、市民健診や専門医による受診を推奨する。認知症など様々な背景により思うように受診に繋がらない現状があり、地域課題の解決のため医療機関との連携を引き続き図る。また複合的な課題を解決していくため、地域ケア会議への参加を促し、医療介護サポートセンターや医療機関とも連携強化を図り、

より顔の見える関係づくり（地域づくり）を目指す。

１１．その他関係機関との連携について

地域の高齢者を取り巻く多様な課題に対応するため、行政、消防、警察などの関係機関に加え、インフォーマルな社会資源とも連携し、包括的な支援体制の構築を図る。また、圏域内の介護保険事業所とは引き続き多様な形で連携を行い、地域課題の解決に向けて協働していく。

増加傾向にある認知症に関する相談については、認知症初期集中支援チームと継続して連携し、早期対応に努める。
さらに、今後増加が見込まれる 8050 問題やヤングケアラーなどの社会課題にも対応するため切れ目のない支援体制の強化、体制の強化を図る。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

運営の透明性を保つため情報公開に努め、神戸市及び運営協議会に状況などを適宜報告し、指導・助言を受けます。また、適切な情報提供に基づき利用者の意思決定がなされているか、正当な理由もなく特定の事業所に偏っていないか等、常に検証し、公正かつ中立な立場での業務の運営に努める。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　５２

あんしんすこやかセンター名：　名谷あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　三 塩　まどか

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・平日と祝祭日（12/31～1/3 を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで相談窓口を開設し、開設時間外の夜間や休日等は職員の携帯電話に転送される事により、24 時間相談に応じる体制を取ります。
・通常の電話・訪問・来所以外にも、相談者のニーズに応じてメールによる相談・連絡も受け付ける等、柔軟に対応します。
・運営法人で須磨区２センター・長田区１センターを受託している事の強みを生かし、さらなる体制強化に努めます。

２．職員の配置について

・職員は保健師および看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、地域支え合い推進員を高齢者人口に基づく配置基準 5.5 名と法人独自加配の体制を維持できるよう努めます。あんしんすこやかセンターと指定介護予防支援事業所いずれにおいても必要な人員を配置し、それぞれの専門的知識や経験を活かしながら双方が協力し相談対応に取り組みます。

３．総合相談支援業務について

・地域のワンストップサービスとして、地域で暮らす高齢者や住民の方の様々な相談を受け、適切な機関・制度・資源につなぎ、高齢者が安心して暮らし続けられるよう支援します。
・地域主催の活動や行事への参加に加え、地域支援者の協力を得ながら、センターの広報・周知活動を行い、必要な方がセンターへの相談につながるよう取り組みます。
・高齢者が個々に抱える課題のほか、家族関係や経済的困窮など複合的な課題を抱えるケースが増加しており、高齢者を含む世帯の孤立リスクが高まっている状況に注視しています。様々な要因により孤立状態にある高齢者が地域で暮らし続けられるよう、本人へのアプローチのみならず、家族、地域住民、支援者に対しても「つながり」の重要性や理解と協力を求める相談支援に努めます。

４．権利擁護業務について

・日常的な相談対応や訪問支援を通じて、権利侵害の兆候を早期に把握できるよう努めます。状況が深刻化する前に速やかに介入し、関係機関と協働して解決に向けた支援を行います。本人の意思決定を尊重しながら、必要に応じて成年後見制度等の活用も検討していきます。

・高齢者虐待対応マニュアルを遵守し、行政・ケアマネジャー・サービス事業所・医療機関等との連携を図ります。要介護度が高い方や認知症高齢者など、虐待リスクの高いケースについては介護リフレッシュ教室を中心に、相談対応や見守りを行います。また、地域支援者・事業所との定期的な情報交換を行い、「早めに相談できるセンター」としての信頼関係の構築に努めます。
・手口が多様化・巧妙化する消費者被害に対し、センターが発行する「名谷あんすこ通信」に毎月、最新の被害情報や相談窓口を掲載し、未然に被害を防げるよう地域住民へ注意喚起を行います。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について
・多様な生活課題を抱える高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、個々の状況に合わせて社会資源や制度を活用できるようケアマネジャーを支援します。
・ケアマネジャーのニーズ調査を行った結果、ケアマネジャー同士が横のつながりを持ち、気軽に相談やマネジメントについて情報交換できる機会を求める意見が最も多く寄せられました。ニーズに基づき、実践事例やマネジメントについて意見交換が行えるよう、グループディスカッション形式の連絡会を開催します。

６．介護予防ケアマネジメント業務について
・介護予防マネジメントにおいては、本人が「現在できていること」にも着目し、継続が図れるよう助言し、可能な限り高齢者が自立した生活を送れるよう支援します。
・委託先の居宅介護支援事業者に対しては、センターとして適切な助言や提案に努め、地域や社会資源に関する情報提供を行い、ケアマネジメントに活用できるよう働きかけます。
・介護予防普及啓発については、地域の集い場へ積極的に出向き、高齢者の実態を把握し、ニーズや地域特性に応じて介護予防に取り組める機会を提案します。
・介護予防の推進にあたり、地域の集い場やフレイル改善通所サービスの情報提供やセルフケアの提案を行い、高齢者自身が現在の健康状態や今後の生活について見つめ直す機会を持ち、関心のある活動や楽しみ・生きがいを持って暮らし続けられるよう支援に取り組みます。

７．地域支え合い活動推進事業について
・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り協力事業者と顔の見える関係作りのために交流会を行います。
・地域住民や関係機関と連携し、地域支援者の意識の変化を促すとともに、集い場の新たな担い手の発掘に取り組みます。若い世代との交流イベントの開催や、認知症高齢者や介護者家族も参加できる新たな集い場づくりを目指します。

８．認知症に関する取り組みについて
・「神戸モデル」の活用を推奨し、認知症の早期発見・早期支援の導入を目指します。
・「神戸市認知症初期集中支援チーム」と協同し、対象となる高齢者への適切な支援介入が行えるよう働きかけます。
・「神戸市高齢者安心登録制度」について、帰宅困難が想定される高齢者本人、家族及びケアマネジャーに対し、制度の案内を行います。また、認知症の診断を受けている対象者については、「みまもりシール」の利用を提案します。

９．民生委員等地域との連携について

・毎月、民児協地区単位で小地域支え合い連絡会を開催し、困りごとや気になることを共有しながら意見交換を行い、地域課題の把握と協議を進めます。

・介護予防・消費者被害や高齢者虐待の防止など、高齢者の暮らしに役立つ情報を掲載した「名谷あんすこ通信」を、民生委員・友愛訪問ボランティアと協力して地域の高齢者へ配布し、広報啓発を行います。

・高齢者の孤立化や孤独死が増加しており、支援や見守りの困難さに加えて、地域住民や支援者へ影響を及ぼす課題も顕在化しています。高齢者本人や支援者同士がつながりを可視化・認識する「見守りツール」の実用化に向けた地域ケア会議を開催します。

１０．医療機関との連携について

・救急車の適正利用促進のため、「＃7119」の周知・広報を継続して行います。
・医療・介護サービスが滞ることなく必要な高齢者へ提供されるよう、関係機関と連携します。
・介護や医療が必要となった際の備えとして、「わたしの未来ノート」の活用を推進します。

１１．その他関係機関との連携について

・高齢者と同居する家族に、障害特性や精神疾患（依存症を含む）等や疑われる状況に加え、ひきこもり・共依存・経済的課題・不適切な住環境・ヤングケアラー等、複合的な課題が重なることで、支援が困難化するケースが増加傾向にあり、高齢者本人に加え家族への支援の必要性も高まっています。これらの複合的課題に対応するため、介護事業所に限らず、医療機関・行政機関の各支援窓口・社会福祉協議会・障害者相談支援センター・住宅管理会社などの社会資源と幅広く連携し、多機関で支えるチームアプローチの体制構築に努め、必要な支援につながるよう調整を図り、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

・複合的な課題が重なるケースについて、関係機関が多角的な視点から協力して支援の方向性を検討する機会として「個別地域ケア会議」を開催します。

・地域共生社会の実現に向け、教育機関において出張授業やキッズサポーター研修等を開催します。子ども食堂や地域連絡会等にて広報啓発や情報共有を行い、若年層をはじめ多世代が高齢者への関心や理解を深められるよう取り組みます。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・あんしんすこやかセンターは介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正中立性の高い事業運営を行う必要があることを、常に意識して業務に取り組みます。
・自己選択および自己決定ができるよう、特定の事業所に偏ることなく、事業所一覧や複数の事業所情報・リーフレット・地域や社会資源等を広く提示し、適切な提案や助言を行います。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　53

あんしんすこやかセンター名：　妙法寺　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　小石浩嗣

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

センターにおける各種相談や緊急時の対応を、平日、祝日の午前９時～午後 5 時まで（土、日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く）の窓口での対応と併せて、土曜日、日曜日や夜間等の時間帯においても、管理者の携帯電話に転送されることにより、24 時間相談に応じる体制をとる。また、土曜日、日曜日の窓口対応、訪問についても、相談者の状況に応じて、臨機応変に対応する。

２．職員の配置について

センターで担うべき各種業務について必要な専門性を持った職員を配置し、多職種連携により高齢者等の在宅生活を支えるように努める。

また、指定介護予防支援事業者として、予防給付ケアマネジメントに必要な要員を確保する。

職員配置

職　種	人　員　数
保健師	２人
主任介護支援専門員	１人
社会福祉士	１人
地域支え合い推進員	１人

３．総合相談支援業務について

（１）総合相談対応の充実

高齢者や家族、地域住民等からの相談に対し、心身の状況や生活課題を把握しながら、必要な医療・介護・福祉サービスへ適切につなぐ。また、困難事例については関係機関と連携し、継続的な支援を行う。

（２）アウトリーチによる早期発見とセンター周知

・地域訪問や地域活動への参加等のアウトリーチを通じて、支援が必要な高齢者の早期発見に努める。また、地域住民や関係機関に対し、あんしんすこやかセンターの役割や相談窓口について周知を行い、相談しやすい関係づくりを進める。
・あんしんすこやかセンターに来所することが難しい口妙法寺エリアで行事等を活用してセンターの啓発活動を行う。

４．権利擁護業務について

高齢者が地域で尊厳ある生活と人生を維持できるように、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援をする。

（１）高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応

・通報・相談受理後、速やかに関係機関と連携して訪問調査を行い、本人および養護者の状況を確認する。アセスメントシートを活用して、多職種で即座にケースを共有・検討する体制を整える。

・予防的な支援を推進し、特に地域のネットワークを活用しながら、虐待防止に関する啓発活動を積極的に実施する。

（２）成年後見制度の利用を支援・判断能力が低下した方の権利保護

・成年後見制度の利用支援や日常生活自立支援事業の活用支援を通じ、判断能力が低下した高齢者の権利擁護を図るとともに、財産管理や契約トラブルの予防および対応に取り組む。

・身寄りのない高齢者に対しては、関係機関と連携しながら支援体制の整備を進めるとともに、本人の意思を尊重した意思決定支援を実施する。

（３）消費者被害の防止

消費者被害の防止のため、機関紙の発行や地域の行事（ふれあい喫茶・給食会）参加を通じて啓発や情報提供を行う。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

（１）介護支援専門員への支援

・介護支援専門員からの困難事例等に関する相談に対応するとともに、必要に応じて個別支援に対する助言や同行支援を行い、適切なケアマネジメントの実施を支援する。

・エリア内の介護支援専門員を対象に連絡会を開催し、ケアマネジメントに関する課題の共有を図るとともに、地域の情報や社会資源について発信し、介護支援専門員の支援力向上を図る。

（２）地域ケア会議を核としたネットワーク構築

・地域ケア会議を通して、関係機関との連携を強化し、地域における医療、保健・福祉に関する問題や課題を話し合い、より包括的な地域支援を行う。

・地域課題の抽出を行い不足している社会資源の把握に努め、関係機関へ必要な提案を行う。また、インフォーマルサービスの活用を促進し、多様な支援体制の充実を図る。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

（１）個別状況に応じた適切なケアマネジメントの実施

・利用者一人ひとりの心身の状況、生活環境、家族状況、本人の意向を丁寧に把握し、必要なサービスや支援を適切に組み合わせる。

（２）地域における介護予防の普及啓発と活動推進

・地域住民に対して介護予防の重要性を普及啓発するとともに、通いの場や地域活動への参加を促進し、身近な地域における介護予防の取り組みを推進する。

・関係機関と連携しながら地域の実情に応じた介護予防活動を展開し、高齢者の自立支援および重度化防止を図る。

７．地域支え合い活動推進事業について

（１）住民主体の活動支援

・民生委員や友愛訪問ボランティア等との連携・協働を図りながら、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援する。

・集い場を運営する地域支援者に対して活動内容に関するアンケートを実施し、運営上の課題や困りごとの把握に努める。

・地域支援者が安心して活動を継続できるよう、必要な講習会等を地域支援者とともに企画・実施する。

８．認知症に関する取り組みについて

（１）認知症に関する理解・啓発の普及

・地域の行事等を通じて、認知症に関する正しい理解の普及啓発を行う。

・児童を対象とした認知症サポーター養成研修を開催する。

（２）認知症の人と家族を支えるコミュニティづくり

・地域ケア会議や見守り連絡会等を通して、本人・家族・民生委員・ケアマネ・医療機関などが連携して個別ケースを共有し、支援体制を一緒に組み立てる。

（３）家族への支援

・介護リフレッシュ教室を年 6 回開催し、情報提供を行うとともに、家族が心身の負担を軽減しリフレッシュできる機会を創出する。

・認知症の対応方法や各種制度について、資料を用いながら家族に対して丁寧に説明を行う。

９．民生委員等地域との連携について

（１）民生委員等との連携

・民生委員や友愛訪問ボランティア等との連携・協働を図りながら、地域住民間による見守りができるコミュニティづくりを支援する。

・民生委員等、地域支援者を中心とした「小地域見守り連絡会」を開催する。

（２）自治会、地域関係機関との連携

・自治会等の地域支援者と地域課題について話し合う場を設け、課題の共有を図るとともに、今後の取り組みについて検討する。

10．医療機関との連携について

・医師会や主治医、認知症サポート医と連携し、認知症早期発見、早期受診をすすめる。

・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント過程において、主治医や関係医療機関との連携を深めて情報の共有化を図る。

・医療機関や薬局等にあんしんすこやか通信等のチラシを配布する。

11．その他関係機関との連携について

地域の商店やスーパー、郵便局や銀行等地域の生活に密着している機関と連携をはかり、高齢者支援の課題について情報を共有する。

12．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

センターが介護・福祉行政の一躍を担う「公益的な機関」であるとの視点から、公正・中

立性を堅持して事業運営を行うよう、特定のサービス提供機関に偏ることなく広くできる限り多くのサービス提供機関と連携する。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　５４

あんしんすこやかセンター名：名谷南あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　段野　達史

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　下線部分は重点目標

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

当センターの相談対応窓口開設時間は、基本的には土日、年末年始を除く午前９時から午後５時ですが、土曜日はセンター職員が当番制で出勤し、急な来所や電話による問い合わせについて対応ができる体制をとっています。夜間や休日等は、電話転送にてセンター職員が当番制で２４時間対応ができる体制を確保します。転送した携帯への着信には折り返しの連絡を入れ、相談体制を維持します。高齢化率が４０％を超え、そのうち後期高齢化率が２５％を超える圏域であることから、緊急的に高齢者の対応が必要な場合は、可能な限り同一法人の施設において対応します。高齢者宅への実態把握には、センター職員が複数人で訪問し、知り得た情報への守秘義務を遂行します。

２．職員の配置について

当センターは、本来センター職員６名での体制ですが、今年度は主任介護支援専門員２名、社会福祉士２名、地域支え合い推進員１名での配置で開始します。また、圏域内高齢者数の増加に伴う介護予防プラン作成のため、介護予防支援計画に当たる介護支援専門員６名を配置します。職員間で業務内容を連携しながら専門職としての役割を果たします。また、月初めにセンター職員全員であんすこ会議を行い、研修会の復講や地域資源情報の共有、事例検討会や業務改善の意見交換等による連携を図ります。さらに、４職種によるチームアプローチを強化するために、毎朝の申し送りや必要時の事例検討を実施し、専門職としての知識や技能の向上に努めます。

３．総合相談支援業務について

圏域内の高齢者が、住み慣れた地域でその人らしい生活が継続できるよう相談業務に取り組みます。地域の高齢者の身近な相談窓口として、相談内容に即した情報発信と行政や医療機関等との連携により、より良い援助策の提案に努めます。相談者の秘密保持、スムーズな受付ができるよう、来所が重ならないよう事前連絡での予約時間を確保し相談対応を行います。高齢者からの相談内容のデータ化と分析で、地域の特徴や課題、問題点を把握し、センター職員間で共有します。日頃の支援活動から、支援経過の蓄積や地区診断での数値化及びグラフ化による比較を行い、フレイル予防や罹患疾患からの地域特性を把握します。介護保険制度の改正や神戸市における高齢者支援策に関する新たな情報を早期に理解し、職員間での情報共有に努めます。また、介入困難な相談ケースを抽出し、日常的に意見交換を行い、課題解決に向けた支援策に取り組むためのケース評価会議を毎月行います。

４．権利擁護業務について

センター職員は、高齢者虐待防止法並びに権利擁護分野に関する理解を深め、自己研鑽に努めます。自センター内で行う虐待研修では、事例検討やグループワークを用いて早期発見、未然防止に繋がる意識の向上を図り実践できるようになることを目指します。また、圏域及び委託先えがおの窓口向けに権利擁護や虐待防止の啓発のための広報活動を行い、相談しやすいセンターとなるようネットワーク構築を続けます。地域住民には、年金支給月での消費者被害防止の呼び掛けや、広報活動を積極的に行います。圏域内で消費者被害があれば、その都度被害防止を呼び掛ける注意喚起に力を注ぎ、地域力が高まるよう支援します。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

医療・福祉の連携や高齢者への支援内容、担当ケアマネジャーとの意見交換等、状況に応じた実践活動ができるよう努めます。圏域内及び委託先えがおの窓口との連携を密にするため、同行訪問や実態把握における共同作業を進めます。個別ケースの事例検討会には積極的に参加し、特定事業所加算算定要件に伴うえがおの窓口主催の合同事例検討会に協力します。センター主催の連絡会を開催し、助言や情報提供による支援者支援が行えるよう努め、評価の振り返りの機会を設け支援策の軌道修正に取り組むとともに、必要に応じて地域ケア会議を開催します。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

地域の給食会や集いの場への訪問活動、センターからの広報により、フレイル予備軍高齢者を把握し、積極的にフレイル予防に取り組みます。A 地区で新たにフレイル体操教室が立ち上がり、また、既存のフレイル体操教室でも、介護予防についての取り組みアンケートを実施後から参加者が増えてきています。今後も継続して高齢者が主体的に地域活動に参加でき、健康寿命の延伸に繋がるよう後方支援を続けます。また、地域ケア会議を開催し、新たな集い場の立ち上げ又は、既存の資源とのネットワークづくりを強化していけるよう支援を続けます。介護報酬改正におけるサービス利用内容の変更について、正しく理解しケアマネジメントに取り組みます。また、国際生活機能分類の考えに基づいたケアプランを作成し、本人の自立に向けたインフォーマルサービスの提案やセルフケアを本人と一緒に考え支援します。ケアマネジャー不足の中、利用者数は増加しており必要に迫られるケースもあるため、主治医との連携を強化し積極的に意見を求め、在宅生活の支援策を検討します。

７．地域支え合い活動推進事業について

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できる地域構築に取り組みます。圏域内の小学校及び高校で、多世代にも見守り意識を持つきっかけとなるよう認知症サポーター養成講座の開催を実施します。自治会、老人会等の地域団体やボランティア団体、ふれあいまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会などと密接な連携を図り、地域情報や意見交換を行います。区社会福祉協議会と連携し、地域資源の開発、集い場作りや集客活動に取り組みます。圏域内の民生委員定例会や地域団体の会議に出席し、地域の情報を得ると共に、当センターが主催する連絡会への参加も促します。地域行事や催しは参加者の固定化が進み閉じこもりがちになる高齢者も多く存在するため、現存する集い場の活性化や市民の参画を促し、相互見守り活動の継続を図ります。

８．認知症に関する取り組みについて

無料認知機能検診や安心登録事業・見守りシールの周知活動を続け、認知症高齢者が住み慣れた地域で見守りのある暮らしが実現できるよう支援します。年間を通し偶数月に介護リフレッシュ教室を開催し、認知症高齢者を介護する家族の疲弊や悩み事による負担の軽減を図ります。毎年 B 地区にて小学生向け認知症キッズサポーター養成講座を開催し、多世代に渡り認知症高齢者への見守り意識が高められる地域の構築に努めます。また、A 地区で認知症になっても地域で生活を続けられるように認知症声かけ訓練を実施します。介護リフレッシュ教室では、介護の悩みごとなどを共有しながら、地域のサービス事業所に所属する作業療法士や、理学療法士の協力のもと、認知症の方への介護方法を学び工夫できることなどを家族と一緒に考える機会が持てるようにします。

９．民生委員等地域との連携について

民生委員、児童委員、友愛訪問グループ、自治会、ふれあいまちづくり協議会等と連携しながら、必要に応じて高齢者宅への同行訪問やケース検討会等での情報共有を図ります。小地域支え合い連絡会や地域ケア会議による定期的な交流機会を活用し、要援護高齢者の実態把握や、地域住民主体の見守り体制が構築できるよう、センター職員も一緒に後方支援活動を続けます。要望のある地区においては、民生定例会に定期的に参加し、情報提供や共有、意見交換を行い民生委員と顔の見える関係性構築が図れるようにします。民生委員欠員地区でも切れ目のない見守りができるよう、区社会福祉協議会やボランティア活動を続ける地域住民と協力し、地域福祉活動が維持できるよう支援します。また、地域で開催される食事会やお茶会、サロン活動には積極的に参加し、広報活動や介護相談を受ける機会を増やすとともに、センターへの理解や協力が求められるよう顔の見える関係づくりに励みます。

１０．医療機関との連携について

病院から在宅生活への意向がスムーズに行えるよう、市内病院の地域医療連携室や患者支援室と連携し、高齢者の総合相談窓口としての役割を担います。センター機能周知のために、医療機関への訪問や退院カンファレンスへの参加、医療・介護サポートセンター主催の会議に出席し、良好な関係が築けるよう努めます。在宅生活での高齢者の疾病予防を図り、各医療機関の特色や新たな情報取得と収集に励みます。医療機関に受診困難な認知症高齢者には、認知症初期支援チームへ協力を依頼し、情報共有や同行訪問により不安なく医療機関へ出向けるようにします。そして、必要な受診や治療を切れ目なく継続して受けることができるようチームアプローチによる連携を図ります。

１１．その他関係機関との連携について

行政、社会福祉協議会、市営住宅管理会社、UR お客様相談室、介護保険サービス事業所、医療・保健・福祉各分野の関係機関、また地域のインフォーマルサービスや民間企業等と円滑なネットワークを築き連携を深めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる利益がもたらされるよう努めます。集合住宅でのイベント等に参加し、見守り活動の一環とするために、特に C 地区 UR の生活支援アドバイザーと連携します。B 地区で介護予防相談会や近隣のデイサービスと福祉用具業者が開催する歩行相談会に参加し、センター広報・フレイル予防啓発を行います。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

神戸地域包括支援センター運営方針・実施要領に基づき、適正な事業運営に努めます。介護予防支援事業所職員は、一部の事業者に偏ることなくサービスが提供できるよう、各サービス機関の状況を随時把握すると共に、利用者や相談者の自己選択、自己決定を促すよう支援します。また、利用者や相談者に提案や助言を行いつつ、各機関との協力体制が強化できるよう実践に取り組みます。高齢者本人または家族からの苦情申し立てや、ハラスメント行為には事情聴取と事実確認を必ず行い、行政への報告、注意勧告、サービス利用円滑化の促進を目指し、センター職員全員で対処します。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号（２桁）：　55

あんしんすこやかセンター名：　板宿あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　市村　俊介

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

1. 運営体制（24 時間相談体制も含む）について

・当センターにおける相談対応の窓口開設時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 45 分としています。（土曜日開設しています。）開設時間以外の夜間・休日においては、職員が転送電話を交替で持ち 24 時間相談対応できる体制を取っています。

・担当職員が不在の場合においても、他職員が対応できるよう、朝のミーティングにおいてケースの情報をセンター全体で共有します。また、相談内容や支援経過をデータ管理し、鍵のかかる棚や外部のネット環境から遮断されたパソコンに保存することで、個人情報の保護にも十分留意します。

・緊急の場合は、緊急時対応マニュアルに基づき、事例によって緊急性を総合的に判断して、組織的かつ迅速に複数名の職員で対応するようにします。

2. 職員の配置について

・センター職員として、地域に対しての関わりの拡充と地域のネットワークづくりを強化していくため、常勤専従の保健師（１名）、社会福祉士（２名）、主任介護支援専門員（１名）、地域支え合い推進員（２名：１名加配）を配置します。

さらに介護予防プラン作成の為、介護予防支援専門員（２名）を配置しています。

又、センター職員のうち、資格要件を満たす者を認知症地域支援推進員として兼務で配置します。

・職員の資質向上（専門性の確保）に努めるべく、外部実施の研修を受講します。

センター内でのケース検討会議、勉強会や復講研修を行い、キントーンやメール配信される神戸市・須磨区の情報についても職員間で迅速に伝達・共有いたします。

3. 総合相談支援業務について

・地域包括ケア実現のため、高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、高齢者の心身の状況に応じて、生活の質の確保を目指し介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、地域支え合い活動等に結び付けます。

・相談者が安心して相談できるよう、プライバシー等相談しやすい環境に配慮して、不安を傾聴し、寄り添いながら相談内容を把握し対応します。

・ふれあいのまちづくり協議会、民生委員児童委員協議会等の地域団体主催の定例会・給食会・地域行事等の集いの場へ定期的に出席し、センターの役割の周知を改めて行いながら、相談しやすい顔の見える関係づくりを継続します。

・高齢者を支えるネットワーク構築として、医療機関・薬局・商店・コンビニ・金融機関・教育機関・不動産会社等、圏域内の社会資源を把握・整理して、センター広報を行います。
・年 4 回の介護リフレッシュ教室開催を通して、介護家族に対する身体的精神的負担の軽減、介護者同士の交流の場づくりに努めます。
・継続的に個別事例を積み上げ、地域住民の声や日々の業務からセンター圏域の典型事例を抽出し、地域の高齢化率の推計・世帯形態のデータや地域の情報等を踏まえ、住民と共に取り組んでいきます。
・こども・ヤングケアラーについて、発見時の相談先などについて地域や各関連事業所等に周知します。地域や各関係機関等から情報収集を行い、「チェックシート」を活用することで、こども・ヤングケアラーの早期発見に努めます。
・こどもとして守られるべき権利を保障するため、発見した際は、実態を把握し、本人に同意を得た上で各関係機関に情報共有し、必要な支援に繋げます。
・地域やご家族から相談があり、介護保険サービスなどのサービスに繋がっていない高齢者の把握に努め、センター内で情報共有し高齢者に対する支援の検討に努めます。

4. 権利擁護業務について
・高齢者が住み慣れた地域でその人らしく安心した尊厳ある生活が維持することができるよう、センター職員は総合相談からつながる全ての支援の全過程において、権利擁護の視点に基づいて関わります。
・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、利用が必要な地域住民に対して、適切なサービスや関係機関につなげるよう支援いたします。
・神戸市高齢者虐待防止の手引きを遵守し、虐待の発生状況にあわせて、区役所等、各関係機関との連携を図り、迅速かつ的確に対応をしていきます。
・成年後見制度、高齢者虐待、消費者被害等の権利擁護に関して、地域住民や相談通報者となる機会のある民生委員・介護保険サービス事業所に対して、毎月センターからのチラシや通信等を用いて地域への情報発信説明いたします。さらには、地域行事・研修会などにおいて、積極的に啓発することで、予防・早期発見・被害拡散防止に努めます。
・消費者被害をセンターが把握した場合は、神戸市介護保険課、区役所への報告、神戸消費者生活センターへの情報提供、必要に応じて警察等の関係機関との連携を図り、迅速に対応いたします。またその内容を個人情報に配慮し、地域への注意喚起・啓発を行っていきます。

5. 包括的・継続的ケアマネジメント業務について
・日常より居宅介護支援事業所に適宜、連絡を取り合う等して介護支援専門員が相談しやすい関係づくりに努めます。
・個々の介護支援専門員が多職種多機関と連携を取りながら高齢者を支える活動を行えるよう地域団体、各関係機関との連絡会、地域ケア会議を開催します。
・支援において困難を感じた介護支援専門員に対して、必要に応じて同行訪問、ケース検討会議、個別地域ケア会議を開催します。
・圏域の介護支援専門員を支援する為に、定期的にえがおの窓口連絡会を開催して、タイムリーな情報交換の場、学びの場を提供します。又、アンケートを実施して介護支援専門員のニーズを把握することにも努めます。
・区役所、区内 8 センターの主任介護支援専門員連絡会世話人等と協働で研修を開催して、区

内の主任介護支援専門員の資質向上に対する支援の場を提供します。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

・地域の高齢者に対して、地域行事等でセンター通信のチラシを配布しながら説明を行い積極的にフレイル予防、介護予防に関する普及啓発活動に努めます。

・本人、家族、主治医、民生委員等の地域支援者といった様々な経路から、介護予防の取り組みが必要な高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげます。介護サービスのみならず、地域団体が主催している介護予防の行事・イベント等のインフォーマルサービスも紹介いたします。

今後は､地域で独自で開催している行事などを改めて確認していき様々な社会資源を紹介していければと考えています。

・要支援 1・2、生活機能の低下が見られた方（事業対象者）を対象に、本人の意思を尊重し、心身の状態に応じて、サービスの適切な利用を行うことができるようにマイ・ケアプラン（介護予防サービス・支援計画表）の作成を行い、マニュアルを遵守し、介護予防ケアマネジメントを適時適切に実施いたします。介護リフレッシュ教室の開催について

これまで、地域の高齢者や居宅介護支援事業所にパンフレットを配布し開催の広報・啓発を行っていました。今年度より圏域内の医療機関や薬局を直接訪問し、介護リフレッシュ教室開催のパンフレットを配布することで、同居の有無に関わらず、高齢者を「現在支援をしている」ご家族、および、必要性を感じながらも何をしたらよいか困っているような「これから支援をしようとしている」若い世代のご家族にも参加をしてもらえよう、広報・啓発を行います。

７．地域支え合い活動推進事業について

･各地域で定期開催する小地域支え合い連絡会(地区民生委員児童委員協議会を単位)において、地域に密着した支援、情報交換、地域や高齢者のニーズの把握、地域課題についての話し合いを行います。必要に応じて、須磨区社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、センター職員、関係者にも参加を依頼し、地域支援者が見守りしやすい環境づくりを支援します。

・つどいの場支援事業等を活用して須磨区社会福祉協議会と連携を図り、地域住民が主体となって地域貢献・コミュニティづくり、また介護予防に資する活動を行うグループの結成・育成を行っていけるよう支援し、住民相互での見守り・支え合える地域づくりの推進に努めます。地域行事の参加者とのコミュニケーションを通して、地域のニーズを勘案し、集いの場作りの支援等を行っていきます。

・地域での見守りが困難な地域・高齢者に対して、公的福祉サービスにつなげ、地域での見守り体制が整うまでの間、センター職員による暫定的な訪問活動を行います。

・毎月、センター通信を作成し、各地区民生委員・児童委員協議会に配布して、地域高齢者に対して民生委員等を通じての定期的な情報提供を行います。

・高齢者見守り活動をしている協力事業者と日常より連携を取り、通報があった場合には速やかに民生委員や関係機関と協働で安否確認対応を行います。

・須磨区社会福祉協議会・区内 8 センターの地域支え合い推進員による企画・運営にて、すまっぷコスモス～地域支援者によるボランティア交流会～を年 1 回開催し、地域支援者が交流し情報交換ができる場を設け、コミュニティ作りへの支援を行います。

８．認知症に関する取り組みについて

･認知症にやさしいまちづくりに向け、地域全体で認知症の人を支える取り組みを地域に根付かせることができるよう、認知症地域支援推進員を中心として地域や関係機関・教育機関に対して

働きかけ、「認知症サポーター養成講座」等の勉強会を開催します。高齢者声かけ訓練を圏域内で実施できるように、住民・関係機関とも話し合い、地域住民が支え合える地域づくり、認知症ネットワーク構築の発展に努めます。前年度行った児童館での認知症キッズサポーター養成講座を今年度も継続して行う予定です。また、認知症の方の視点を体験できるVRゴーグルを利用した研修を開催し、認知症への理解を深めます。
・認知症の人やそのご家族が安全・安心に暮らし続けていくことができるよう、「高齢者安心登録制度」「神戸モデル」の円滑な活用に向けて、「神戸市認知症ケアネット（ケアパス)」等のパンフレットを配布、個別面談での情報提供、地域行事・集いの場等で啓発や支援を行ないます。
・支援困難であるケースに対しては、必要に応じて、認知症初期集中支援オレンジチーム等の関係機関と連携を図り、早期介入・受診につなげます。

９．民生委員等地域との連携について
・センター職員は、地域団体が主催する地域行事・定例会に積極的に参加して、日頃より民生委員、ふれあいのまちづくり協議会等の地域支援者と相談しやすい関係づくりに努めます。
・民生委員・友愛訪問ボランティアによる地域見守り活動の協力をいたします。必要に応じて、個人情報保護に十分配慮した上で、同行訪問や情報共有を行います。
・地域団体に対して、介護保険制度、介護予防、認知症、権利擁護に関する啓発を目的とした出張相談、勉強会を行います。

10．医療機関との連携について
・地域住民が疾病を抱えても住み慣れた地域で療養し、自分らしい生活を続けていくために、医療・介護の関係機関が連携して、包括的及び継続的な在宅医療・介護の提供を一体的かつ円滑に行えるよう、地域ケア会議等を開催し、ネットワーク構築の強化に努めます。
・介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待、認知症等の個別ケースの支援において日頃より医療機関・主治医、薬局等との連携を図り情報共有に努めます。
・医療介護サポートセンター主催の研修へ定期的に参加し、医療に関する知識・情報を学び、専門性の向上・研鑽に努めます。
・センター通信やセンターで開催する行事の広報・啓発を行い、顔の見える関係づくりに努めます。

11．その他関係機関との連携について
・現在、高齢化率が年々上昇しているが、同時に地域支援者の高齢化も課題とされており、現状の地域見守りネットワークだけでは限界があることから既成概念にとらわれないネットワークの重層化・新たな担い手の創出が必要不可欠となっています。教育機関、コンビニ、商店、寺社などこれまで十分に連携を図れていなかった関係機関に対して、センターの広報・啓発を行い、将来の新たなネットワークの構築を目指します。
・緊急時の対応を円滑に行うために、地域ケア会議や地域行事等を通じて、警察・消防とも相談しやすい関係づくりに努めます。

12．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について以下について留意いたします。
① 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止
② センター業務以外の報告・営業活動の禁止

③ センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
④ センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事業者が提供するサービスに偏りがないこと
⑤ センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において、特定の事業者の提供するサービス利用を不当に誘引しないこと
⑥ 居宅介護支援事業所を選定する場合、『ハートページ』等を活用して、地域住民が主体的に選択できるよう配慮すること

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　56

あんしんすこやかセンター名：　離宮　あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　　水澤　仁

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。
※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について
相談窓口の開設時間
月曜日から金曜日（祝祭日を含む）：午前９時～午後５時（年末年始を除く）
土・日・業務時間外の緊急時対応　：当番職員の配置、及び宿直代行員からの連絡で 24 時間対応を行っている。

２．職員の配置について
７人：主任介護支援専門員(指定介護予防支援事業所管理者)・保健師・社会福祉士
地域支え合い推進員・ケアプランナー（常勤１名、非常勤１名）・事務職員

３．総合相談支援業務について
・高齢者の多様な相談の窓口として、介護保険制度の説明、必要な行政機関の案内や引継ぎ、関連する申請手続き等の支援を行います。
・センターから遠く、公共交通機関が不便な地域を対象として、現在 3 ヶ所で毎月出張相談窓口を設けており、今後も地域住民に気軽に相談の機会が得られるように努めます。
・4 職種とプランナーのセンター職員全員が交替で地域の集い場などに出向き、地域住民との関わりを深め、安心して相談できる拠点となることを目指します。
・高齢者についての相談が早期につながるよう、地域でセンターの役割を広報します。特に、地域の目が届きにくい高齢者、見守り拒否者、高齢者と同居する世帯の多世代に周知・啓発を行います。

４．権利擁護業務について
・高齢者の人権を守るため、地域や行政機関と共に、高齢者が分かりやすい方法で権利擁護（消費者被害・虐待等）の広報や啓発活動を行います。
・地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援では十分に問題解決ができないもしくは適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対して、専門的・継続的な視点から支援を行います。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について
・小地域連絡会や勉強会等を定期的に開催し、圏域内の関係機関や介護予防ケアマネジメントに関する委託の介護支援専門員間のネットワークづくりや、新たなサービス等の情報発信

をします。行政機関、地域など関係機関との連携が円滑に行えるよう、センターの機能や役割についての情報提供を行います。
・困難事例に対して、ケースカンファレンスへの参加や同行訪問、地域情報の提供などを通して、多角的な視点が持てるように、介護支援専門員が問題解決能力を高める事ができるように支援します。主任介護支援専門員に対しても、後方支援できるように協力体制を整えます。

6．介護予防ケアマネジメント業務について
・全ての高齢者を対象とし、健康で自立した生活を長く送れるように介護予防につながる資源の情報提供を行う等、必要な機関への橋渡しの支援を行います。
・個別のケースに対応した支援が出来るよう、インフォーマルサービスや社会資源の把握に努めます。
・高齢者の多様な相談の窓口として、介護保険制度の説明、必要な行政機関の案内や引継ぎ、関連する申請手続き等の支援を行います。
・相談後も継続的・専門的支援につながるよう、近隣住民や関係機関と連携できるネットワーク作りを行っていきます。地域住民や協力事業者等との連携について個人情報に配慮しながら対応します。
・介護予防利用者において、心身の状態に応じたサービスの選択や介護予防に効果的な指導が受けられるよう、必要に応じて神戸市のリハビリ専門職の同行訪問を依頼します。

7．地域支え合い活動推進事業について
・地域行事に参加し「支え合い」「社会参加」の啓発を行っていきます。また地域の特性を活かしながら、高齢者のみならず多世代が一緒に参加することができる住民主体の介護予防活動を支援します。
また、見守りや緊急時の具体的な方法や社会資源について、地域住民に提案します。
・地域拠点型一般介護予防事業、居場所づくり型一般介護予防事業の立ち上げ支援、開催時の訪問・センター啓発を行っていきます。
・コミュニティサポートグループ育成支援事業を活用し、地域のコミュニティ作りや互助グループの結成を支援します。

8．認知症に関する取り組みについて
・神戸市独自の「認知症神戸モデル」を、必要に応じて案内し、必要時は医療介護サポートセンターや認知症初期集中支援チームと連携し、早期の受診に繋がるように支援します。
・多世代の地域住民が、認知症を「我が事」として捉え互いに見守ることができ、多世代が繋がることができるように、地域のカフェや児童館、学校等多世代が集まる場に出向き、認知症サポーター養成講座や認知症声掛け訓練等啓発活動や勉強会を行います。

9．民生委員等地域との連携について
・個人情報保護に配慮した上で、地域の医療機関や介護支援専門員、民生委員と連携を強化し、高齢者に関する情報を共有することにより「地域包括ケアシステム」構築を推進します。
・高齢者に関する関係者の理解と認識を深めるため、関係者との顔なじみの関係性を築き、相談等連携を強化できるよう連絡会や勉強会を通じて、介護予防、認知症や権利擁護などの情報提供や消費者被害について注意喚起を行います。

１０．医療機関との連携について

・在宅の高齢者、病院を退院することに不安を持っている高齢者や介護者を支援するため、地域の開業医や調剤薬局、病院の医療連携室の看護師・ソーシャルワーカー等との連絡を密に行っていきます。また、在宅高齢者の受診や入院に際して、早期治療に繋げられるよう、情報提供を行っていきます。

・医療機関へ定期的に訪問・連絡し、介護保険制度の説明や地域の現状の情報共有を行い、早期介入できるよう連携を深めます。

１１．その他関係機関との連携について

・地域高齢者等の支援ニーズの早期把握に努めるとともに、ヤングケアラーの啓発を必要に応じて行い、地域でも見守りや早期対応が出来るよう、地域住民、警察、金融機関、地域の商店などに対して、認知症に関する情報やセンターの役割について周知を行います。

・身元保証人が不要な高齢者住宅の管理会社と連携し、センターの周知や早期に相談ができるよう、イベントの開催を定期的に行います。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

要支援、要介護認定申請代行の勧誘やサービスの利用を不当に誘引することの無いよう、また介護予防支援、介護予防ケアマネジメント利用者が要介護状態となった場合に、利用者の希望を考慮せず特定の指定居宅介護支援事業者に選択が偏ることの無いよう、公正中立な運営を行います。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　５７

あんしんすこやかセンター名：たかとりあんしんすこやかセンター

運営管理者名：　小寺　智恵子

令８和年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（24 時間相談体制も含む）について

４職種と、介護予防プラン専任の介護支援専門員等を配置し、職員間の密接な連携により職員の不在時間をなくすとともに、夜間や休日においても職員が携帯電話を持ち帰り相談に応じます。また、土曜日・祝日も通常営業し、市民からの相談に常時応じることのできる運営体制を確保します。

２．職員の配置について

・管理者（兼務）	１名	・看護師	１名
・主任介護支援専門員	１名	・社会福祉士	１名
・地域支え合い推進員	１名		

・介護支援専門員等（専任）３名（介護予防プラン作成のため）

３．総合相談支援業務について

・地域の高齢者や介護者からの在宅介護、日常生活、介護保険制度および保険外サービス等に関する幅広い相談に対応し、必要な支援へつなぐことで、住み慣れた地域での生活継続を支援していきます。

・これまで同様、専用の相談室を活用し、落ち着いた環境での相談対応と、福祉サービス等の資料整理に努め、相談者に対して分かりやすい説明を継続していきます。

・来所が困難な方への訪問対応や出張相談会を継続し、地域ニーズに応じた柔軟な相談支援体制を維持・強化していきます。

・ICT を活用した情報共有および業務効率化について、職員間の学び合いを継続し、より実践的な活用の定着を図ります。

・複合的課題を抱える相談の増加に対応するため、４職種によるチームアプローチを徹底し、緊急性判断および関係機関への適切な引き継ぎを引き続き強化します。

・週１回の定例会および月１回の包括会議での事例共有を継続し、チーム支援の質の向上と社員のスキルアップを図ります。

４．権利擁護業務について

・成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等、権利擁護に関する制度について、リーフレット等を活用し、相談者にわかりやすい説明を行うとともに、適宜、助言や専門機関への橋渡しを継続します。特に成年後見制度については今年度、制度改正が予定されているので、その動

向をいち早く理解し、適切な意思決定支援を行います。
・民生委員、友愛訪問ボランティア、地域住民を対象としたネットワーク会議や給食会等において、権利擁護に関する広報啓発を引き続き定期的に実施します。
・高齢者虐待の未然防止に向け、養護者の社会的孤立を防ぐ支援について、センター内の定例会やケース検討会議を活用し、引き続き検討・共有を行ってチームアプローチを行います。
・特殊詐欺や悪質商法に関する相談に積極的に対応し、警察署や神戸市消費生活センター等の関係機関との連携強化を図ります。あわせて地域住民への被害防止に向けた広報啓発を継続するとともに、つどい場等でリアリティーのある参加型の啓発を行い、当事者意識の向上に努めます。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について
・介護支援専門員がより相談しやすい体制づくりを意識し、日常的な情報共有の機会を増やせるように努めます。昨今、増加傾向にある困難事例に対しては、ケースカンファレンスの開催や同行訪問を行い、早期対応と支援の質の向上を図ります。
・地域のつどい場等への継続的な参加を通じて、地域診断を強化し、インフォーマル資源の把握に努めるとともに、それを介護支援専門員が活用できるよう情報の共有を進めていきます。
・多職種間での連携を円滑にし、複雑化、複合化した課題にも対応できるよう、今年度も、制度横断的な研修会や交流会を継続実施していきます。
・相談受付票の整理・分析を継続し、相談傾向や類似ケースの検証を行います。特にケアマネジャーからの相談に関しては「継続的包括的ケアマネジメント」として、年に１回以上は相談事例の内容を整理・分類・件数把握等行い、当圏域を担当しているケアマネジャーのニーズ把握を行います。

６．介護予防ケアマネジメント業務について
・予防給付に関わる介護予防支援事業者としての指定を受け、適正な介護予防サービスの提供が確保されるよう予防給付のケアマネジメント業務を専任で行う介護支援専門員等を３名配置し、かつ一部を居宅介護支援事業者に委託し適切な指導を行います。
・健康寿命延伸のために地域の連絡会や給食会、ふれあい喫茶等インフォーマルサービスへ出向き、介護予防に関する情報を神戸市で発行されたチラシ等を活用し広報啓発を行います。
・自立の方や事業対象者で介護予防の取り組みが必要な方は、積極的にアウトリーチを行い、フレイル改善通所サービス等につなぐことで介護予防を図っていきます。
・災害時において、高齢者の支援を公助だけで担うことは困難であることから、サービス担当者会議で避難先や避難ルートの確認及び、避難時に必ず持参して欲しい物品等を伝え、高齢者にも災害への備えの啓発を行います。また、マイケアプランに緊急連絡先や緊急避難先の記載を徹底し、関係者と情報共有を行います。

７．地域支え合い活動推進事業について
・地区民児協単位で行う小地域支え合い連絡会や、より小規模な単位で行うネットワーク会議において、感染予防に配慮し情報共有や意見交換を行います。今年度は 31 回の開催を予定しています。
・地域で見守り困難な事例等については、地域支援者と同行訪問を行い問題解決に向けて取り組みます。

・地域の行事や集い場に積極的に参加する事で、地域の困りごとを敏感に察知し潜在的かつ複合的な課題について整理し、各職種と連携しチームアプローチで課題解決に取り組みます。
・今年度は、地域に根ざした既存の「つどい場」と新設の場の主催者が一同に会するつどい場交流会を開催します。日頃の活動内容や運営上の工夫、直面している課題などを共有し、情報交換を行うことで、主催者（民生委員等）が今後の活動のヒントを得られる場を目指します。主催者同士の横のつながりを強化し、地域全体の活性化を後押しできるよう配慮していきます。

８．認知症に関する取り組みについて
・令和８年度も、令和７年度の実績より同じ中学校から、認知症キッズサポーター養成講座と認知症高齢者声掛け訓練の要請がありました。隣接する他あんしんすこやかセンターと共催で中学２年生を対象に継続開催を予定しています。引き続き、多世代に向けて認知症の理解を広めていきます。
・東部地区で、他あんしんすこやかセンターと共催し、「認知症について理解を深めること」を目的に、地域ケア会議の開催を予定しています。
・認知症（若年性認知症含む）の相談があった場合は、早期診断・早期支援に結びつけるため、パンフレットを活用し制度の説明を行うとともに、適切な相談窓口等、関係機関につないでいきます。
・認知症神戸モデルを広く知ってもらうために、引き続き広報啓発を行い認知症の早期発見早期治療に結びつくように努めます。
・令和６度年に立ち上げ支援を行ったオレンジカフェについて、継続的な広報啓発と運営支を行い、地域に根付いた活動となるよう支援していくとともに、認知症になっても、住み慣た地域で生活し続けられる地域づくりを目指していきます。

９．民生委員等地域との連携について
・地区民児協で行う小地域支え合い連絡会には、センター4 職種が交代で参加し民生委員と情報共有・意見交換を行います。
・令和 7 年度は地域ケア会議に見守り事業者を招き、それぞれの見守り体制についての現状を共有することができました。令和 8 年度も令和 7 年度と同様に重層的な高齢者の見守り体制をサポートするために、見守り事業者等を招いた地域ケア会議の開催を継続していきます。
・地域支え合い推進員を中心に、茶話会・給食会等の地域の集い場に定期的に参加し、情報交換等をする事で民生委員や友愛訪問ボランティア等が気軽に相談できる関係作りに努めます。

１０．医療機関との連携について
・介護予防ケアマネジメントの実施にあたり、適切なアセスメントや明確な目標が設定されたものが策定できるように、医療機関との連携を図っていきます。
・各医療機関の地域連携室等と退院支援についての相談が増えています。「入院連携シート」等を活用し高齢者の生活状況を病院に情報提供し、住み慣れた地域で再び自分らしく暮らせるように退院前の早い段階から、実務者レベルで医療・福祉の連携強化に努めます。
・地域ケア会議では、三師会に案内を行い、医療機関と連携を図って行きます。
１１．その他関係機関との連携について
・地域ケア会議や個別支援事例を通じて、市・区役所、警察署、消防署、区社協、医療介護サ

ポートセンター、障害者地域生活支援センター、介護サービス事業者、住宅管理会社、宅配事業者と連携を密にします。積極的に会議・研修会に参加することにより関係機関・団体との円滑な連携・協力関係を築いていきます。

・高齢者が多い場所（金融機関やコンビニ等）に年１回以上訪問し、センターの役割や活動について紹介し、情報交換や連携強化を図っていきます。

・今年度は地域ケア会議に住宅管理会社・新聞・配食弁当等の生活密着型事業者の参加を促し、顔の見える関係を構築します。日々の業務や活動の中で、お互いに「さりげない目配りや見守り」を行い、異変の早期発見や安否確認ができる体制を整備します。また地域全体で孤立を防ぐつながりを強化し、高齢者を重層的に支えるセーフティネットの実現を目指します。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

・センター事業の実施にあたり、高齢者に提供されるサービスが特定の種類、特定のサービス事業者に理由なく偏ることがないよう、神戸市のパンフレット等を活用し、複数のサービス事業者を紹介したうえで相談者の自主的な選択を尊重した相談援助業務を実施します。

・当センター併設の事業所と区分するため、専用電話回線を使用するとともに、専用の相談室を設け、高齢者の公正かつ中立な相談援助業務を行います。

※　年度末、設定した重点目標への評価および必要な業務改善を記載する

令和８年度あんしんすこやかセンター事業計画書

センター番号：　５８

あんしんすこやかセンター名：西須磨あんしんすこやかセンター

運営管理者名：　根木　浩司

令和８年度あんしんすこやかセンター事業において、以下のとおり取り組みます。

※　当該年度の重点目標には下線を引いています。

１．運営体制（２４時間相談体制も含む）について

① 「神戸市あんしんすこやかセンター運営方針」に基づき、「地域住民や関係機関・高齢者自身が協働して、高齢者が生きがいを持った豊かな生活を、住み慣れた地域で安心して送ることができる状態」を目指して、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

② 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるまちを目指し、「地域ケア会議」等を開催し、地域住民や関係機関との連携を図りながら様々な課題解決に取り組みます。

③ 地域に根付いたセンターを目指し、独自で作成している「西須磨あんしんすこやかセンターリーフレット」「西須磨あんしんすこやかセンター便り」等を活用し、地域住民や関係機関に対してセンターの存在と役割を継続的に周知していきます。

④ 職員の資質の向上（専門性の確保）を図るため、神戸市の必須研修・認知症研修・外部研修等の研修をセンター職員全員が受講できる体制づくりを行います。また、センター内での伝達研修を主体的に行います。

⑤ センターが効率的に運営できるように、事務マニュアル、運営管理者の責任下で作成した緊急対応マニュアル、災害時対応ガイドライン、ハラスメントマニュアル、苦情対応マニュアル等に基づき、運営管理者を中心に体制を整備します。

⑥ 個人情報保護の意識化のため、個人情報取扱事務チェック表により定期的に業務のチェックを行う機会をつくります。また、IC レコーダーの使用管理も適切に行います。

⑦ センターに在籍する全ての職員に対して、運営法人がメンタルヘルス対策を実施します。

⑧ 苦情解決体制を構築し、苦情対応マニュアルに基づいて適切に対応を行っていきます。

⑨ 施設の日直・宿直者等の対応も含めた２４時間連絡体制を確保します。

⑩ 市民の方が相談しやすい体制づくりの一環として、平日（月～金曜日）、第２・第４日曜日を開所日とします。

２．職員の配置について

① 包括的支援業務と指定介護予防支援業務を両立するため、必要な人員体制を整えます。

② 運営にあたってはチームアプローチを意識し、職員全員で求められている役割・機能が円滑に実施出来るよう取り組むこととします。

３．総合相談支援業務について

①介護予防・日常生活支援総合事業において、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって、自立した生活を継続することができるよう、高齢者やその家族の相談に対して、適切な機関・制度・サービスの情報提供をし、継続的に自立支援・重度化防止等介護予防に関する

考え方を啓発・推進していきます。

② 包括的な支援体制の構築を目指して、相談対応が適切且つ継続的に実施されることを意図して、総合相談内容を分析しチームアプローチに活かすように努めます。

③ 地域住民・関係機関に対して有益な情報提供が行えるように、地域資源の情報収集に加え、センター業務（センター一般、成年後見制度、虐待防止、消費者被害防止、介護予防普及啓発）に関する広報活動を継続していきます。また、フレイル予防の意識を高める働きかけを行うことを意図して啓発を行うとともに、「西須磨あんしんすこやかセンター便り」を活用して、防災に関する啓発活動にも努めていきます。

④ 介護者の精神的負担の軽減や健康づくり等を目的として「介護リフレッシュ教室」を年4回開催し、介護者同士の交流のほか、介護に関する情報交換の場を提供します。また、家族に支援が必要な対象者に対して、状態やニーズに応じた対応を行っていきます。

４．権利擁護業務について

① 高齢者虐待対応の手引きに基づき、虐待の発生状況に応じて、行政、その他関係機関との連携により、適切な対応を行います。

② 複合的な課題を持つ世帯の対応（重点支援事例）の相談については、初動期段階から４職種が情報を共有し、課題整理を行った上で役割分担によって支援を行います。また、必要に応じて関係者と連携を図り、カンファレンス等を開催（参加）の上で方針を定め適切に対応します。

③ 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用が必要な方に対して,適切な支援を行っていきます。

④ 圏域内の関係機関（サービス事業所、民生委員児童委員協議会等の地域団体、地域の集い場の参加者等）に対して高齢者虐待防止リーフレット（須磨区版）を配布し、高齢者虐待の基本的な考え方やその通報機関について、広報・啓発します。

⑤ 消費者被害につながる可能性も含めセンターが情報を把握した場合は、行政への報告と必要に応じ消費生活センターへの情報提供を行います。地域住民への注意喚起については警察とも連携を図って実施します。民生委員・圏域のケアマネジャー・訪問介護事業所等にも随時情報を共有し、被害防止のための啓発を行います。

５．包括的・継続的ケアマネジメント業務について

① 高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって、自立した生活が継続できるように、介護・医療・生活支援・住まい・介護予防の充実を意図する関係機関・地域団体等が参加する「地域ケア会議」を開催します。顔のみえる関係づくりやお互いの役割理解が深まる有効な場と成り得るように取り組みます。また、会議から見えてきた課題に対して、次の方策を検討していきます。会議の振り返りは参加者にフィードバックしていきます。

② 介護支援専門員からの相談や困難事例に対して、「地域ケア会議」等を活用しながら、社会資源の情報提供等を行い、自立支援の視点をもって再アセスメント・検討することで個別課題を抽出していきます。また、相談事例の内容の整理・分類・件数から担当圏域内の介護支援専門員の支援ニーズの把握に努めます。

③ 須磨区内主任介護支援専門員同士で協働し、介護支援専門員及び事業者向け研修会等の企画・開催や主任介護支援専門員連絡会の活動を継続します。年度当初には研修開催予定表等を居宅介護支援事業所に示し、参加を促すとともに、つながり強化に努めます。

６．介護予防ケアマネジメント業務について

① 介護保険新規申請者の認定後のフォローを必要に応じて行います。

② 要支援者に関する情報共有・委託ケースの連携や要介護者の移行等を円滑に実施するため、えがおの窓口との相互支援関係作りを行います。

③ 地域の高齢者がフレイル対策を含めた介護予防の重要性を認識し、取り組みを行えることを目的とした普及啓発を行います。また、フレイル予防支援事業に関する情報収集を行い、地域住民に対してフレイル予防・改善に関する取り組みを推進していきます。

④ 介護予防ケアマネジメントに関しては、マニュアルを遵守し適時適切な対応を行っていきます。「介護予防サービス・支援計画表（マイケアプラン）」の作成においては、介護保険上のサービスに加え、居場所づくり型一般介護予防事業・住民主体訪問サービス・地域拠点型一般介護予防事業等の地域での様々な健康づくりや社会参加の取り組み（インフォーマルサービス）との連携も図っていきます。

７．地域支え合い活動推進事業について

① 地域への見守り活動を行ってきたことを基礎とし、今まで同様地域に出て、支援が必要な高齢者の情報や地域の状況などを把握し、アプローチを実施します。同時に高齢者福祉分野以外の関係者との意見交換の機会をつくり、ネットワーク構築に努めていきます。

②「小地域支え合い連絡会」を定期的に開催し、民生委員や友愛ボランティアの方々との交流を深め連携強化を図り、地域から抽出された課題を分析し、適宜対応していきます。

③「認知症サポーター養成講座」等を実施し、民生委員や地域住民の方々との交流を深め、認知症の方を地域で支える機運を高めながら、住民相互で見守りができるようなコミュニティづくりの後方支援を継続的に行っていきます。

８．認知症に関する取り組みについて

① 「認知症にやさしいまちづくり条例」に制定される「神戸モデル」の主旨について理解を深め、市民に対しての広報や案内に努めます。関係機関・地域住民やご利用者の方に案内し、必要機関との連携を行うことで、認知症の早期発見・早期治療につなげられるよう努め、認知症の方の生活サポートを実施していきます。

② 支援困難な認知症の方に対して、早期介入・受診につなげるために、神戸市認知症初期集中支援チームや関係機関との連携を図り、必要な方々の支援を行っていきます。

③ 神戸市等の行政が開催する認知症地域支援推進員を対象としたスキルアップのための研修に参加し、センターとして認知症対応力向上を図ります。

④ 神戸市安心登録事業について、ケアマネジャーや地域の関係機関に情報発信を行い、必要性のある高齢者の登録を推進します。

⑤ 多世代に向けて、認知症についての知識と理解を広げるため、小・中・高等学校等の機関・地域住民に対して積極的に「認知症サポーター養成講座」の開催を呼びかけます。参加者同士の顔のみえる関係づくりを意図した「認知症高齢者声かけ訓練」活動につなげていきます。

９．民生委員等地域との連携について

① 民生委員児童委員の定例会にセンター職員が出向き、3ヶ月に1回程度を目安に小地域

支え合い連絡会を開催します。

② 小地域見守り連絡会では単身高齢者等や閉じこもり傾向にある方についての情報交換や地域課題についての話し合いを行い、把握した情報についてはセンター内で共有し必要に応じて見守り支援や公的支援につなげます。

③ 「地域ケア会議」より課題にあがった地域に対して、民生委員児童委員協議会や自治会と連携しながら「フレイル予防支援事業」を実施し、開催継続に向けた支援の拡充を図ります。また、民生委員児童委員協議会や自治会等の地域団体の方々との関わりを通じて、多世代に向けてセンターとの関係づくりに努めます。

④ 何らかの見守りが必要な高齢者に対して、公的福祉サービスや地域の見守りにつなぐまでの間、暫定的に見守り訪問活動を行います。

１０．医療機関との連携について

① 顔の見える関係作りをさらに強化し、相互に連携を取りやすくすることで対象者が病院からの退院時や各種施設から退居後の在宅生活をスムーズに移行できるように支援します。また、入院時や入所時の情報共有を心がけ、関係機関との連携に努めます。

１１．その他関係機関との連携について

① 認知症高齢者への声掛け訓練、消費者被害防止に向けた啓発活動については、警察・社会福祉協議会・小中学校・高等学校等との連携が図れるように取り組みます。

② 各専門機関等（障害サービス関係者、弁護士、司法書士、法テラス等の法律関係者、警察）とは個別ケースにおいて必要に応じて連携を図ります。

③『医療・介護サポートセンター』との関係構築と連携を図ります。

１２．公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について

① 神戸市地域包括支援センター運営方針・運営要綱・事業実施要綱を遵守し、神戸市・区運営協議会関与のもと、適正な事業運営に努めます。

② 居宅介護支援事業所および居宅介護サービス提供事業所等の情報提供や選定に向けての支援については、利用者の意思を尊重し適切に対応します。